

【機能強化加算】

機能強化加算に係る院内掲示

「当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています」

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 日本医師会かかりつけ医機能研修制度応用研修会を修了しています。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- 必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。